

Title	明治四年・登米県における反乱陰謀未遂事件小考
Sub Title	A Study on the Attempted Plot for Revolt in Tome Prefecture, 1871
Author	手塚, 豊(Tezuka, Yutaka)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1989
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.62, No.12 (1989. 12) ,p.313- 334
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	田口精一教授 平良教授 退職記念号
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19891228-0313

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

明治四年・登米県における反乱陰謀未遂事件小考

手塚 豊

- 一 はしがき
- 二 事件の概況
- 三 裁判の経過、結末
- 四 むすび

一 はしがき

明治四年の初め頃、登米県⁽¹⁾において反乱陰謀事件が未遂のまま発覚した。この事件は、元仙台藩士であった本多松之丞、松原恭之助らが、一部の農民と結託、共謀して「天下回復」の反乱陰謀を企てたのであるが、それが拳兵以前に露顕したのである。事が発覚した理由は、残念ながらわからない。

登米県当局によって関係者は逮捕され、入獄した。関係者の自白から本吉郡松崎村の鮎見太良平旧屋敷附近に埋められていた相当数の大砲類が発掘されて押収された。仙台藩においても関係者の相当数を逮捕した。そして結局、こ

の事件の裁判は、宮城県の手によって行われたのである。

押収の武器から推察して、相当規模の反乱準備が行われたようにも思われる。とすれば、維新直後、奥羽地方におけるかなり注目すべき事件といわざるを得ない。それにもかかわらず、この事件は、私の知る限りにおいて、宮城地方の郷土史研究においては、全く採りあげられたことがない。中央史家の明治初期士族反乱の研究の中にもみあたらない。⁽²⁾ わずかに石巻市立図書館に所蔵されている「明治四年雑事綴」(旧登米県文書)の中の関係文書一通が、「石巻市史編纂資料・伊寺水門」第三集に収録されているだけである。⁽³⁾

先年、私はこの一件に関する裁判史料が、旧司法省保管文書の中に存在することを知った。⁽⁴⁾ その中には関係者の裁判所における「口書」もふくまれている。⁽⁵⁾ ところが、この事件の主謀者と目される人々は、逃亡もしくは獄死したため、残されている「口書」は、附和随行者あるいはその程度にも達しない関係者のものだけである。したがってそれらの「口書」によって事件の核心を把むことは困難であるが、その片鱗だけは推察することができる。

ここに、この事件に関する未定稿的な一小論を発表する所以は、これが将来、地元の宮城県において、新史料発見の契機となることを念願するがために他ならない。大方の御示教が得られれば寔に幸である。

(1) 明治戊辰戦争後、旧仙台藩領は収公され、明治元年十二月、その一部に仙台藩の復活が許されたが、大部分の旧藩領は、諸藩の取締地となった。そして二年三月、土浦藩に委任されていた登米、遠田、志田三郡が涌谷県となり、さらに八月七日、同県は登米県と改称、その後、この登米県と石巻県(二年七月、高崎藩に委任されていた本吉、桃生、牡鹿三郡が桃生県となり、翌八月に石巻県と改称)、さらに胆沢県内の栗原郡とが合併し、三年九月二十八日にあたらしい登米県として誕生した。登米県は仙北の七郡を管轄したのである(高橋富雄「宮城県の歴史」・昭和四十四年・二二〇頁―二二二頁)。

新生登米県の知事は、石巻県知事から転じた山中猷(「顕要職務補任録」上・明治三十五年・五二二頁)、大参事は塩谷良翰であった(塩谷「回顧録」・大正七年・二四一頁)。

山中は翌十月七日に退任(前掲「顕要職務補任録」・二二二頁)、その後、知事の任命はなかった。この山中の退任は、塩谷

との政争の結果とする説もあるが(難波信雄「登米県・宮城県百科事典」・昭和五十七年・七八五頁)、山中は病気のため来任しなかったともいわれている(「登米郡史」上・大正十二年・二三七頁)。

なお、登米県の県庁は、三年十一月に涌谷から登米へ移り(前掲「登米県」・「宮城県百科事典」・七八五頁)、塩谷県政は翌四年十一月二日、登米県がその管轄地の一部を一関県へ、大部分を仙台県へ移管して廃止されるまでつづき、塩谷はひきつづき仙台県令に就任した(前掲「頭要職務補任録」・五二〇頁)。

(2) 黒正巖「百姓一揆の研究」続編・昭和三十四年・二二五頁以下の「明治初年に於ける侍階級の騒擾」、あるいは後藤靖「土族叛乱と民衆騒擾」・岩波講座「日本歴史」14近代1・昭和五十年・二九五頁以下の「土族叛乱年表」にも、この事件は洩れている。

(3) 「石巻市史編纂資料・伊寺水門」第三集・昭和五十五年・三二頁―三三頁。この文書は、明治四年二月、登米県から事件の処理を太政官弁官宛に伺い出たもので、押収武器の目録も添付されている。

(4) (5) 現在は法務図書館所蔵の文書で、「登米県伺陸前国桃生郡太田村百姓善兵衛伴甚十郎不容易ノ事件ヲ企テ銃器ヲ恣ニ貯蔵セシニ付吟味方ノ件」、「諸県伺・明治四、五年」・第二三号、「登米県伺陸前国桃生郡太田村無宿甚十郎非常ノ企ヲ為シタル事件仙台藩士ニ連累スルモ甚十郎逃走セシニ付処分方ノ件」・前掲「諸県伺・明治四、五年」・第四一号、「宮城県伺陸前国桃生郡女川浜農末永泰治他八名及川周助ノ隠謀ニ同意シ或ハ情ヲ知ツテ訴出ザリシ件」・「諸県口書・明治五年」・第六五六号。この内、第一の文書が前註で述べた登米県文書と同じものであるが、その内容に多少の字句の相違がある。また、第三の文書の中には、関係者九名すなわち末永泰治、三浦慎平、穴沢左一郎、樋渡俊吾、猪狩清四郎、高橋良之進、鈴木顕吉、菱沼徳之丞、今野明治の「口書」が、「陸前桃生郡女川浜百姓杵安梓末永泰治外八名口書」(壬申四月廿九日)と題する一つの文書にまとめられて入っている。しかし、その内容は個人別に区切られているので、本稿では「誰々口書」(例えば「末永泰治口書」という仮称を付して引用する)。

さらに「諸藩伺書」明治四年・第二という文書の中に、獄死した大宮清吉並に一旦逮捕され後に放免されたと思われる上遠野耕造、中村新治、黒田文蔵、竹内浩平、大条父母之助らの「口書」が、それぞれ独立の文書として収録されている。その日附は、大宮のそれは「庚午」とのみあり、他はすべて「庚午十二月」となっている。本稿ではこれらの「口書」を、「誰々口書」として引用する。

二 事件の概況

この事件の確実な首謀者は、本多松之丞、松原恭之助、及川周助と思われるが、本多と松原は逃亡して逮捕されず、及川は逮捕後に獄死、また首謀者の一人であったかも知れない三条順造(1)(2)（甚十良）は脱獄して行方不明となるなど、彼等は処罰の対象になっていない。それがため、彼等の「口書」は残っていない。したがって、彼等がどんなつながりから結束したのか、そして具体的にどんな陰謀を計画し、それがどこまで進行していたのか、またどの程度の程度と同調者がいたのかなど、主謀者側の細かい事情はほとんどわからない。

逮捕されて処罰をうけた者は合計八名であるが、その内、比較的事件との関係がふかいと思われる末永泰治(3)——それにしても附和随行の域を出でないが——の「口書」の中に、彼が本多松之丞および及川周助から聞いたという陰謀計画の一端が示されているが、次の通りである。(4)まず本多から聞いたという件は、

去ル辰年東京上野戦争之節散乱いたし候彰義隊加州并庄内等ニ潜入致し居候処此度庄内ニおゐて浮浪之徒ヲ相集メ加州申合奥羽藩々を誘引致し再兵を挙候義ニ有之同人義者是より松前(5)出張情態探索之上直庄内(6)罷越候

というのである。「松前江出張」というのは、北海道にも榎本軍の残党が居り、味方に引き入れようとするためであったかも知れない。次に、及川から聞いたという件は、(5)

庄内ニおゐて兵を挙候と申義未タ不明之事ニ候得共万ニ石松之丞申聞候通弥相違無之上者何レ成一旦庄内(7)相越し候上引返し当国石巻県襲撃ニおよひ金穀器械等奪取其上秋田(8)進撃いたし可然旨周助申聞候とある。末永がこれらの話を聞いた時期は、明治三年七月上旬の由である。

前掲した末永「口書」の記事は漠然としており、それがため庄内のどこで、誰達とどんな規模の決起を断行するのか、また後述するごとく陰匿されていた大砲類の入手先もわからず、さらに石巻県のどこを襲って金銭と器械（武器

のことと思われる)を奪取するのか、そして秋田のどこへ行って何をするのかなど、詳しいことは一切わからないが、それでも、この末永「口書」にみられる伝承記事は、事件の内容を一応、ともかくも伝えている貴重な記録である。それでは、末永はどんな風に事件とのかかわりを持ったのか、彼の「口書」によって、その事情を追ってみたい。⁽⁶⁾

七月上旬と覚(明治三年である——手塚註)元日幕下大統方ニ而箱館江出張候本多松之丞義右居村(末永の住所は桃生郡女川浜である——手塚註)通掛候ニ出会候処同人義松原恭之助⁽⁸⁾と申者何方ニ居任候哉相教呉候様申ニ付右恭之助義も私同様箱館江脱走いたし候者ニ而赦免後桃生郡飯野川在ニ住居罷在候ニ付其旨申聞候上一先つ私方江立寄候

前述のごとく末永が本多から陰謀内容の一端を聞いたのは、このように本多が末永宅に立寄った際のことであった。そして末永は本多から松原へ、庄内へ向うようにとの伝言を次のように依頼され、また末永自身も本多の主張に同調するに至ったのである。⁽⁹⁾

委細庄内大参事申合仙台藩之者出張候ハ、関門無差支通行出来候筈ニいたし置候条右之段恭之助江も申伝呉候様申聞其後同人者直松前之方江向キ出立候義ニ而取急キ候義ニ付巨細之義者相心得不申候得共右者全ク奥羽藩ニ申入再兵を拵ケ天下回復を謀候趣ニ有之私義其節外ニ活計之策無之此儘打過候而者当然飢餓ニ及候外無之窮迫之折柄一時心得違前書松之丞議論ニ同意いたし右庄内江立越兵隊ニ加リ候方可然と存し其後一兩日過キ前書恭之助方江尋参リ右松之丞申聞候事共具ニ申聞候処此頃及川周助義も罷下り桃生郡成田村ニ而名前失念同人兄之方ニ居合候之間同人江も談判いたし可申哉之由恭之助申聞候ニ付同人同道可致処折節外有用之同伴致し兼候趣ニ付私老人立右周助方江罷越し前書之趣委細申聞候処同人義者更ニ脱走を志し仙台江罷出自費を以兵隊調練願立予め器械相調候上ハ右器械を持退キ候手筈之旨申聞同日者同人方江一泊翌日帰宅いたし尚一兩日過再周助方江尋参候処同人義仙台藩卒大宮清吉義兼而懇意いたし居候ニ付右清吉方江罷越し談判可致旨同人申ニ付私義者先達而右清吉方江罷起し候処周助義桃生郡太田村出生三条順造同道罷越し前書松之丞申聞候趣等清吉順造江も申聞且何事も金穀無之候而ハ整兼候処周助兄方ニ者多分之金穀も貯蓄有之候ニ付同人より為差出可申存候

右の記事にみられる大宮清吉方の会合すなわち末永が云う「周助順造私共都合四人ニ而酒飲合候節」⁽¹⁰⁾に、末永は及

川周助から前に述べた陰謀内容の一端を聞かされたのである。また及川が、この時点より以前から、本多、松原らと
 気脈を通じていた同志であったことも、右の記事から推察できる。

しかし、獄死した大宮清吉の陳述によると、⁽¹¹⁾
⁽¹²⁾

同九日頃と覚（明治三年七月——手塚註）夜ニ入順造義私宅江相越申聞候へ此度周助儀庄内藩ニ而人数を召抱兵隊を取立候由を
 承右人数を集メ俱々庄内に相越度由ニ而当処江罷登候処私にも一同参候様相談有之……周助儀へ国分町旅籠屋江止宿明朝へ参候
 筈之由ニ而直ニ私宅江止宿仕候処翌朝ニ至リ周助義参申聞候へ此度庄内藩ニ而人数を召抱東京御固之兵隊を取立候由貴様ニも此
 節隠居者ニ而外ニ生活之見詰も有之間敷一同参り申間敷哉申聞候

と述べてはいるが、末永が同席していたとは云っていない。大宮はそのことを忘れたのか、それとも無視したのか、
 何ともわからないが、疑問は残る。それはともかく、大宮清吉はこの時に、及川から兵隊取立の件で勧誘されたので
 あって、格別にこの一件の主謀者でなかったことは確実と思われる。

三条順造は、及川と行動を共にしているらしいことからみて、最初から及川の同調者であったようにも思われるが、
 明らかではない。

その後、末永は及川をその止宿先の仙台国分町三軒屋に訪ねて一回だけ酒を酌交したが、それ以来は交際が絶えた
 という⁽¹³⁾。というのは、末永は及川らの行動に疑問を感じ「横浜江罷出洋学又者銃隊等之修業いたし生活之道相立候方
 を志し」、七月下旬に上京したからである⁽¹⁴⁾。しかし、末永は品川駅で検問をうけ、仙台藩邸へ引渡されたという⁽¹⁵⁾。こ
 のことが、及川らの陰謀と関係があるのか、それとも別の理由によるのか、その辺の事情はわからない。要するに末
 永の場合、陰謀について格別の行為を行ったわけでもなく、中途での脱落者であったわけである。

三浦慎平⁽¹⁶⁾の場合は、彼が樋渡俊吾と共に、七月九日、猪狩清四郎宅を訪れた際、穴沢左一郎、大宮清吉、及川周助
 が同じく来宅、その席で及川から拳兵の話聞き、隊長就任の要請をうけ、大隊長に上遠野伊豆を推したことに、さら

に及川の響応をうけての帰途、偶々出会った高橋良之進に酔に乗じて三百人隊長就任依頼をうけたと自慢話をしたとなど、次のように語っている。⁽¹⁷⁾

周助義元仙台藩侍之為メ兵隊取立申し度候ニ付而者 右人数相集メ候義出来間敷哉之旨申聞候ニ付随分兵隊ニ加リ候者可有之候得共第一金融出来無之候而者 相整申間敷旨申聞候処周助義同人実家之由名前失念桃生郡成田村住居之ものニ而貯蓄之金穀も有之候ニ付弥兵隊取立候節ハ金穀共差出候筈……右咄之内前出侍兵と唱へ候義者 全ク名而已ニ而内実者 庄内江立越合併之上天下回復を謀候趣ニ有之就而者 私義右隊長ニ相成一方之指揮いたし呉可申其外大隊長之任ニ預人物世話いたし呉候様申聞万一事ニ候而者 不安多義と者 存候得共全ク其席限之雑談と心得候折柄士族上遠野伊豆様ハ右隊長之任可然旨申聞候処其後気仙最寄潜伏罷在候旧幕下之面々者 何レも同盟いたし居候杯と種々申聞候義も有之候得共何れも酔中之義ニ而駈と突留候義ニも無之当周助義同人旅宿ニおゐて酒盃可相催ニ付同道候様申ニ任セ右俊吾佐一郎清吉俱々周助旅宿国分町三軒屋と申すもの方江罷越し致盃相傾け一同大酔いたし同日夕銘々立別れ罷帰候途中卒高橋良之進ニ出会候折柄右国分町におゐて庄内之周施方ニ出会候処兵隊三百人程之隊長ニ被相頼罷越し候ニ付随行致し可申様と酔ニ乘し前後之無勘弁大言ニおよひ候

三浦が及川から聞いた拳兵の話を、「其席限之雑談」と考えたというのが、真実であったのか、それとも裁判に際しての自己弁解であったのかはわからないが、ともかく三浦がこの陰謀に関してなんらかの積極的行動にでた形跡はない。ただ高橋への大言壮語が、後に述べるごとく、高橋らをして羽前へ行かせる動機となったことは、彼の責任といえよう。

穴沢左一郎⁽¹⁸⁾と樋渡俊吾⁽¹⁹⁾は、三浦がその「口書」で述べているごとく、七月九日に猪狩清四郎宅に居合せ、⁽²⁰⁾及川から拳兵の話を聞き、さらに同日夜、及川の旅宿で響応をうけたが、拳兵の件は単なる「雑談」とうけとめ、格別に同調したわけではなかったという。⁽²¹⁾

猪狩清四郎⁽²²⁾は、及川の拳兵の話が自宅で行われたこととて、十分にそのことは知っていたが、彼もまた「雑談」と

心得、格別気に留めなかつたという。彼は及川の饗応には参加していない。⁽²³⁾

高橋良之進⁽²⁴⁾の場合は、三浦の隊長就任の話を真実と思ひ込み、且つ今野明治からも同じような情報を得たので、友人の鈴木顕吉、菱沼徳之丞を誘ひ、庄内の募兵に応ずるため羽前へ出掛けたのであり、その模様を次のように述べている。⁽²⁵⁾

一昨午年七月上旬と覚於途中前書慎平ニ出会候処同人義此度庄内周施方之もの罷越候ニ付面会いたし候処兵隊三百人程之隊長相成呉候様頼受候ニ付而者私義同行いたし申間敷哉之旨申聞右者、為何等庄内ニおゐて取立候兵隊ニ候哉委細承り不申候得共其節私義も貧窮差迫難汝罷在候折柄同道罷越し可申旨申聞立別レ候後余事之義ニ付右慎平と者不和相成互ニ出会不致義之処其後今野明治申聞候者、右庄内ニおゐて新規兵を取立何れも相心之扶助米宛行候趣ニ相聞候由ニ而前書慎平申聞候義とも双方符合いたし候義ニ而庄内ニおゐて兵隊相抱候義と存候より私義も罷越し扶助可相受と志し兼而懇意致候前書鈴木顕吉菱沼徳之丞右兩人ニ申聞候処同人共ニも同様可罷越旨申ニ付前三人申合同年九月十四日当所出立羽前国桶岡⁽²⁶⁾駅ニ而兼而懇意いたし候山田屋仁兵衛方江止宿右庄内藩中之様子承候処前書兵隊取立候様と申義者聊風聞も無之趣ニ而右慎平外屯人之申聞と者大ニ相違いたし候義ニ有之且三人とも路用等茂手薄相成庄内迄罷越候程之貯も無之此上者帰藩いたし候外手段無之と三人申合同所より引返し同十九日帰宅いたし候

高橋が噂を聞いたという今野明治⁽²⁷⁾はそのことについて、次のように述べている。⁽²⁸⁾

私義一昨午年六月中と覚途中ニおゐて名取郡余田村百姓之由名前不存ものへ出会種々物語中同人義近頃右庄内罷越し候処同所ニおゐて兵隊取立新ニ長屋取設ケ兵屯人ニ付三人口宛ニ行候由申聞候

鈴木顕吉⁽²⁹⁾と菱沼徳之丞⁽³⁰⁾は、その「口書」において、高橋の述べている羽前⁽³¹⁾行の事実を、そのまま肯定している。

高橋ら三名は、三浦の虚言と今野の噂話にまどわされて、羽前までの徒勞の旅を行ったわけである。

以上に述べたごとく、逮捕者はすべて事件と淡い関係をもつもののみであったため、彼等の「口書」を以てしては、彼等と事件との薄い交渉はわかるが、事件の核心は、これまでしばしば述べたようにほとんど不明であり、その点、

寔に残念である。

またこれら逮捕者の「口書」の内容の時期は、大体において明治三年六、七月の頃から九月までの事柄であるが、その後、首謀者の一部が検挙されるまでの間には、若干の月日があった筈である。その間、首謀者達がどのように事を進めていたのか、その辺の事情も、遺憾ながら全くわからない。

そのほか、一旦は検挙されたが、事件と直接の関係がないことが判明、釈放された人に、旧仙台藩士上遠野耕造(旧名伊豆、四十七歳)、同中村新治(四十七歳)、同文之進三男黒田文蔵(二十一歳)、同有益次男竹内浩平(二十五歳)、同秀太郎弟大条父母之助(二十歳)らがいる。⁽³²⁾

次に節を改め、この事件の裁判の状況を考察したい。

- (1) 明治五年五月「陸前国桃生郡女川浜百姓杏安俸末永泰治外八人御仕置何書」・前掲「宮城県伺陸前国桃生郡女川浜農末永泰治他八名及川周助ノ陰謀ニ同意シ或ハ情ヲ知ツテ訴出ザリシ件」。本稿三一五頁参照。
- (2) 明治四年四月、登米県から弁官への届書には、「桃生郡太田村無宿甚十良」が「破獄逃走」とある(前掲「登米県伺陸前国桃生郡太田村無宿甚十郎非常ノ企ヲ為シタル事件仙台藩士ニ連累スルモ甚十郎逃走セシニ付処分ノ件」。本稿三一五頁参照)。ところが前掲宮城県伺(註1・参照)では、「三条順造」が「石巻ニおゐて破牢逃出」とあり、甚十良の名は全くみえていない。しかし、大宮清吉の言によると「順造儀ハ仙台藩士族之由偽号シ居候得共実ハ近村太田村百姓ニ而左右吉俸甚十郎と申者之由」(「大宮清吉口書」とあり、「三条順造」と「甚十郎(良)」とが同一人物であることがわかる。前者は甚十郎が士族と称する場合の偽名であろう)。
- (3) 末永泰治は桃生郡女川浜の百姓、医師修業中に窃盗の罪を犯して牡鹿郡江ノ島に流罪中、明治二年、仙台藩脱走藩士の部隊である見国隊に加わって箱館戦争に参加、降伏後、宇都宮藩預りとなり、三年二月、赦免後、在京仙台藩邸逗留を経て郷里へ帰っていた(「末永泰治口書」)。因みに見国隊は、隊長関源治、四百名の部隊で、二年四月に石巻を出帆、北海道内浦湾砂原へ上陸して参戦した(須藤隆仙編「箱館戦争のすべて」・昭和五十九年・二五四頁)。
- (4) (5) (6) 前掲「末永泰治口書」。
- (7) (8) 仙台藩士本多松之丞と松原恭之助の経歴につき、私は全く知るところがない。大方の御示教を得たい。

- (9) (10) 前掲「末永泰治口書」。
- (11) 仙台藩卒大宮清吉は、額兵隊員として箱館戦争に参加、赦免後、在京仙台藩邸逗留中に及川周助と知己になったという（「大宮清吉口書」）。大宮の獄死については後掲宮城県伺（本稿三二七頁）参照。因みに額兵隊は、隊長星恂太郎二百五十二名の部隊で、全員スナイドル銃を持った仙台藩士の精鋭であった（須藤・前掲「箱館戦争のすべて」、二四九頁、二五四頁）。
- (12) 前掲「大宮清吉口書」。
- (13) (14) (15) 前掲「末永泰治口書」。
- (16) 三浦慎平については、旧仙台藩士であったこと以外は全く不明である。
- (17) 「三浦慎平口書」。
- (18) 旧仙台藩士穴沢左一郎は、旧名儀之輔、禄高式拾六石五斗八升（拾六俵）であった（宮城県立図書館蔵「仙台藩士族籍」）。
- (19) 仙台藩士樋渡俊吾の父軍平は、禄高式拾壹石（拾六俵）であった（前掲「仙台藩士族籍」）。
- (20) 前掲「三浦慎平口書」。
- (21) 「穴沢左一郎、樋渡俊吾口書」。
- (22) 仙台藩士猪狩清四郎は、禄高五拾壹石壹斗であった（前掲「仙台藩士族籍」）。
- (23) 「猪狩清四郎口書」。
- (24) 仙台藩士高橋良之進の父深蔵は、第一大区小一区道場小路千百六十三番地に居住していた（宮城県立図書館蔵「家禄奉還始末録」）。
- (25) 「高橋良之進口書」。
- (26) 羽前国楯岡駅は、現在の山形県村山市楯岡である。
- (27) 今野明治については、旧仙台藩士であったこと以外は、全く不明である。
- (28) 「今野明治口書」。
- (29) 仙台藩士鈴木顕吉の父時之進は、知行高三貫百七拾四文、外切米五兩貳歩扶持方八人分、此値六貫七百四拾六文であった（宮城県立図書館蔵「家中人教訓」）。
- (30) 仙台藩士菱沼徳之丞の父正之進は、禄高三拾石であった（前掲「仙台藩士族籍」）。
- (31) 「鈴木顕吉、菱沼徳之丞口書」。

(32) 「上遠野耕造口書」、「中村新治口書」、「黒田文蔵口書」、「竹内浩平口書」、「大条父母之助口書」。

三 裁判の経過、結末

事件発覚の端緒については、前にも述べたごとく不明である。検挙開始も明治三年末頃から明治四年の始め頃と推測はされるが、正確にはわからない。

明治四年二月、登米県は不穩行為の容疑者として甚十良（三条順造）（本稿三二一頁註？・参照）、及川周助を逮捕、仙台藩における連累者大宮清吉を同藩をして逮捕せしめた一件を、太政官弁官宛へ伺い出た。次の通りである。⁽¹⁾⁽²⁾

未三月無号

登米県 伺

中村⁽³⁾印

当管内陸前国桃生郡太田村⁽⁴⁾百姓善兵衛⁽⁵⁾倅甚十良義如何敷挙動有之候ニ付及吟味候処不容易事件連累も有之ニ付夫々召捕候内同郡成田村⁽⁶⁾掃農及川周助申口大同少異ニ有之候処吟味中同人者病死いたし符合ニ不至外ニ当管内同意之族も相聞不申仙台藩連及之者共同藩へ掛合大宮清吉以下数人於同藩及捕相札打合有之候処齟齬いたし候廉も有之且者一切不心得者も有之趣申越候殊ニ甚十良周助申立之内無跡形事件も有之候得共右申立之内本吉郡松崎村⁽⁷⁾鮎見太良平旧屋敷近辺海岸土中及探索候処別紙之通銃器埋有之取上ヶ置申候右之外確跡有之候事ニ者無之候得共人心狂惑不輕義ニ付右甚十良義為御吟味刑部省へ差出可申哉乍去連累及川周助吟味中死亡いたし且確跡了然無之上者 札問首尾貫徹難及右甚十良申立之件々ニ依り於当県処置可然義ニ候ハ、今般御渡相成候新律正条所依無之何刑ニ処シ可然哉前出之戎器者如何処置可然哉此段右甚十郎口書並死亡及川周助口書戎器書付共三冊相添御伺申上候以上

辛未二月十四日

登米県

弁 官 御 中

	銃器書付		
一	鉄大筒 ⁹⁾	貳挺	一 鈞玉
一	三百目鉄筒	壹挺	右二口針口ニ相用候分
一	五百目銅筒	貳挺	一 鈞玉
一	一百目筒	壹挺	一 百目玉
一	五拾目筒	壹挺	一 百目玉鑄
一	拾目筒	拾貳挺	一 皮胴亂
一	砲台	壹	一 桶
一	同車附	壹	一 火薬
一	大鉄丸	五ツ	一 玉取
一	大鉄丸	貳ツ	一 彈薬箱
			但鍵共
			四ツ
			拾貳
			百拾
			壹挺
			三ツ
			貳ツ
			貳箱
			三本
			壹本

右陸前国松崎村仙台藩士族鮎見太郎平旧屋敷海岸土中ニ埋有之候銃器書面之通御坐候已上

辛未二月

登米県

登米県の伺の要旨は、甚十郎の申立と及川周助の申立とは大同小異であったが、及川の獄死によって十分事件の内容を究明することが出来ず、さらに仙台藩で逮捕された者の自供とはくいちがう点もあって、事の真相は十分に判明しないが、甚十郎の申立だけで、彼を刑部省へ引渡すべきか、あるいはもしも県において処罰するとすれば、新しく発布された新律綱領のいかなる条項によるべきか、そして押収した武器はいかにすべきかというのである。

しかし、この伺書に添付されたという甚十郎(三条順造)と及川の「口書」は欠落しているので、彼等の自供の内容はわからない。¹⁰⁾

なお、このような刑事問題について、登米県は、なぜ刑部省へ伺出なかったのかという疑問がある。維新早々の際、

登米県としては、新政府部内の権限について、十分な理解を有せず、それがため新政府当局という意味で、太政官弁官へ申出たものかも知れない。

弁官は、この伺を刑部省へ廻した。刑部省は、弁官へ次のように回答した。⁽¹¹⁾

其県ニ於テ仙台藩士連類之者トモ一手ニ同藩官員立合篤ト遂吟味可伺出事
右之通御附紙有之可然候事

辛未三月十八日

弁官 御中

刑部省

塩坪

鳥居

後註

鳥居は少丞鳥居重雄、

塩坪も同じく少丞塩坪恭信である(明治四年四月「職員録」八三枚裏)。

すなわち、刑部省の指示は、この一件は仙台藩での逮捕者もすべて登米県へ送致し、一括して同県において裁くこと、但し仙台藩官員もその審理に立合せようというのである。

指令文は残っていないが、弁官はこの旨を登米県へ指示したと思われる。

ところが、前述の二月十四日付登米県伺が提出される直前の二月七日に、甚十良は牢から脱獄した。⁽¹²⁾ 登米県としては、脱獄した甚十良も早晚捕縛されることを見越して伺を提出したと思われる。しかし、甚十良は遂に逮捕されなかった。一方、共犯の及川は、前掲二月十四日付登米県伺に述べているごとくすでに獄死している。となると、登米県では収監中の関係被告は皆無になった筈。残るは仙台藩における逮捕者だけであった。そこで登米県は、ふたたび次のように弁官宛に伺い出た。⁽¹³⁾

未四月九十四号

中村印

陸前国桃生郡太田村

無宿 甚十郎

登米県 伺

右之者非常之企いたし候一件ニ付先般相伺候処右伺書江御附札を以仙台藩士連累之者共一手ニ同藩官員立合篤ト遂吟味可相伺旨御下知之趣奉承知候然ル処右甚十郎儀破獄逃走今以行衛相知不申右連累之者共仙台藩士ニ而甚十郎捕押不申内ハ一手ニ可遂吟味様無之候間此上之所置振猶御差図被成下度奉存候以上

辛未四月二日

登米県

弁官 御中

弁官では、ふたたび刑部省の意見を求めたが、刑部省の回答は、次の通りである。⁽¹⁴⁾

甚十郎脱獄致候上ハ同人申立之趣ヲ以連及ノ者仙台藩ニ於テ吟味可遂旨相達候間書類同藩江可引渡候事

右之通御附紙有之可然附而ハ右之趣仙台藩江も御達有之様致度此段申陳候也

辛未五月九日

刑部省

弁官 御中

鳥居

弁官は、仙台藩へ審理を任せるといふ刑部省の意向をそのまま登米県へ指令し、そして同県は、関係書類を全て仙台藩へ送ったものと思われる。

ここにおいて、事件の処理は仙台藩へ移った。しかし、その後、数カ月を経ずして仙台藩は同年七月の廃藩置県で崩壊し、仙台県となり、さらに翌五年一月には宮城県が創設された。⁽¹⁵⁾ この一件の裁判は当然に同県の引き継ぐところとなったのである。

創設当初の宮城県聴訟課の幹部は、典事西川貞元、権典事野崎孝練、大属中野為福、渡辺行義、権少属音羽安成、森草行らであったというから、この事件も彼等の手によって審理が進められ四月二十九日⁽¹⁷⁾に結審になったものと思われる。

そして同年五月十五日、宮城県は司法省⁽¹⁸⁾に対し、この一件の処理を伺い出た。次の通りである。⁽¹⁹⁾

壬申五月廿四日

陸前国桃生郡女川浜百姓杏安俣末永泰治外八人御仕置伺書

宮 城 県

陸前国女川浜百姓杏安俣末永泰治外八人吟味仕候処左之通

陸前国桃生郡女川浜百姓杏安俣

辛未四月晦日入牢

末 永 泰 治

申二十歳

右泰治儀去ル巳年中元仙台藩脱兵江相属シ箱館表江罷越シ官軍江相抗シ其後降伏謝罪申立追而出格之以御仁恤御赦免相成候上ハ急度改心身分相慎可申処無其儀同年年中本多松之丞義浮浪之徒ヲ集メ元庄内藩合併之上奥羽藩々ヲ誘引シ再兵を奉天下回復ヲ謀候趣申聞候迎及川周助其外之者共申合兵隊取立器械等予備候上ハ石巻原始夫々襲撃及候義等取巧追而不宜儀と相顧ミ候得者右事件ニ携候儀無之と者乍申右始末不埒ニ有之然ル処新律中正当之律相見不申就而者何様之御仕置可申付哉

本文連及ノ内及川周助大宮清吉義者吟味中病死本多松之丞松原恭之助義者行衛相知レ不申三条順造義者石巻ニおゐて破牢逃去是又行違相知不申候

宮城県貫属士族三浦豊三郎次男

三 浦 慎 平

申二十八歳

右慎平儀及川周助兵隊取立元庄内藩合併之上再兵を奉天下回復ヲ謀候ニ付而者隊長ニ相成呉候様申聞右者雑談中に茂セヨ不容易義と心付候上者其段速ニ可訴出管之処無其儀殊ニ大醉之上と者乍申高橋良之進江対し不取留義及口外候始末不束ニ有之就而者何様之御仕置可申付哉

宮城県貫属士族

穴 沢 左一郎

申四拾六歳

同 同

樋渡軍平倅

樋 渡 俊 吾

申三十五歳

同 同

猪 狩 清四郎

申六十一歳

右左一郎外式人儀及川周助大宮清吉等清四郎宅ニおゐて不容易義取巧候段申聞候者其段可訴出処全ク座中限之雜談と存候ヨリ其儘打捨置候始末不束ニ有之就而ハ何様之御仕置可申付哉

宮城県貫属卒高橋深藏弟

高 橋 良之進

申三十歳

同 士族鈴木時之進次男

鈴 木 顕 吉

申二十歳

同 同菱沼正之進倅

菱 沼 徳之丞

申十九歳

右良之進外式人義良之進者元庄内藩ニおゐて兵隊召抱候趣三浦慎平外卷人之者申聞顯吉徳之丞ハ右之趣良之進申聞候迎何レモ困窮之余り右兵隊^江加^レり扶助受可申ト存銘々無願ニテ立出途中ヨリ立帰候共右始末不束ニ有之就而者何様之御仕置可申付哉

宮城県貫属士族

今野 明治

申五十歳

右明治義元庄内藩ニおゐて兵隊取立候段名前不知者ヨリ承リ右之趣無何心高橋良之進江申聞候迄ニテ不念之筋モ無之ニ付咎之沙汰ニ不及候哉

右之通御座候御仕置之儀別僕口書卷冊相添此段相伺申候以上

壬申五月十五日

宮 城 県

宮城県は、関係被告に対し、たとえ有罪と認めてもそれに適用すべき適当な条項が、新律綱領中に存在しないといふこと⁽²⁰⁾で、擬律も量刑も定めず、専ら司法省の指示を求めたのである。

約二カ月を経て、司法省は次のように指令した⁽²¹⁾。

申七月廿七日付⁽²²⁾ (欄外書入——手塚註)

隠謀ノ情ヲ知テ從フト雖モ其情ナラスンテ悔悟スル者辛未十月久留米県伺平尾清作外一名処断ニ照準⁽²³⁾シ

懲役七十日

末 永 泰 治

隠謀ノ情ヲ聞一時戯言ト斟酌スト雖モ醉ニ乗シ庄内於テ兵隊取立ル杯口外スルヨリ終ニ良之進等使ニ至ル雜犯律不応為条輕ヲ以テ論シ閏刑ニ換フ

謹慎三十日

三 浦 慎 平

隠謀ノ情ヲ聞其徒ニ与ラス止タ醉中ノ戯言ト斟酌シ真用セサル者敢テ罪スヘキニアラスト雖モ不容易ノ噂聞捨ルニ仍テ呵責ヲ以懲シム

呵責

穴 沢 左一郎
樋 渡 俊 吾

隠謀ノ情ヲ知ラス困窮ノ余兵隊取立ヘ加リ度ト窃ニ旅行スル者雜犯律不応為条輕キヲ以テ論シ閏刑ニ換フ

猪狩 清四郎

謹慎三十日

高橋 良之進
鈴木 顯吉
菱沼 徳之丞

良之進造意ニ起ルト雖モ届ナクシテ出立ノ情分ツヘキ首從ナク仍テ一体ニ科ス

庄内於テ兵隊取立ヲ伝聞スル迄ニシテ隠謀ヲ知ラス

無罪

今野 明治

司法省指令では、三浦、高橋、鈴木、菱沼には新律綱領雜犯律不応為の条の輕を適用し、答三十、士族なるが故に閏刑により答三十が謹慎三十日に換えられている。次の条文である。

不応為(雜犯律)

凡律令ニ正条ナシト雖。情理ニ於テ。為スヲ得応カラサルノ事ヲ為ス者ハ。答三十。事理重キ者ハ。杖七十

閏刑五(名例律上)

凡士族。罪ヲ犯シ。本罪。答刑ニ該ル者ハ。謹慎。(以下略)

謹慎五

一日 二十日 三十日 四十日 五十日 凡謹慎ハ。外人ニ接見通信スルコトヲ許サス。家族ハ接見シ。奴婢ハ出入スルコトヲ許ス。若シ疾病アレハ。医ヲ延クコトヲ許シ。近隣火ヲ失シ。邸宅ニ延ハントスル時ハ。防救遷徙スルコトヲ許ス。

末永に対しては新律綱領を適用せず、四年十月久留米県伺の先例に則り、懲役七十日として(24)いる。穴沢、樋渡、猪狩に対しては、これまた新律綱領の刑名にはない呵責を言渡した。罪刑法定主義を採用していない当時のこととして、新律綱領に拠ることなく処罰を行うことは、異例でもなく、違法でもなかった。なお、今野の無罪は当然であろう。

以上に述べたごとく、この事件の裁判は、首犯格の者はすべて不在のまま、事件と些少の関係をもった人々に行われたのである。

- (1) 前掲「登米県同陸前国桃生郡太田村百姓善兵衛伴甚十郎不容易ノ事件ヲ企テ銃器ヲ盗ニ貯蔵セシニ付吟味方ノ件」。
- (2) 当時の登米県の裁判機構は、正確にはわからないが、聴訟課もしくは類似の機関があったものと思われる。また明治三年十二月の登米県下栗原郡宮沢村の農民一揆の裁判においては、大属野村敬孝(元土浦藩士)が取調の任に当たったというから(塩谷・前掲「回顧録」・二四八頁、二五二頁)、彼が裁判機構の長であり、この事件も彼が審理に当たったのかも知れない。
- (3) 太政官弁官の受附印と思われる。「中村」は少弁中村弘毅であろう(明治四年月不詳「職員録」・十二枚表)。
- (4) 太田村は、現在の桃生郡桃生町太田である。
- (5) 成田村は、現在の桃生郡河北町成田である。
- (6) 松崎村は、現在の本吉郡歌津町松崎である。
- (7) 鮎見太良平、諱は盛房、松軒と号す。本吉郡松岩邑主、仙台藩御一家の主席、戊辰の役に出征して武名を揚げる。維新後退隱、明治二十二年村長に推挙される。国学者落合直文は、その二男である(「仙台人名大辞書」・昭和四十九年版・四〇頁)。
- (8) 明治三年十二月頒布の新律綱領が、すでに登米県へは到着していたものと思われる。しかしこの法典には、不敬罪、内乱罪などの条項はない。そうした事件の犯人は、わが国では現われないう立法当時の趣旨によるものとされている(穂積陳重「副島種臣伯と大逆罪」・「法窓夜話」・大正五年・二六頁―二七頁)。それがため、登米県はこの事件に対する適用条文に迷ったのであろう。
- (9) 「大筒」というのは、百目玉あるいは三百目玉以上をいう。大筒は台に載せて発射、それを砲台という。銅筒の方が鉄筒よりも射程が短い。筒の口径は、拾目が一・八センチ、五十目が三・二センチ、百目が四・〇センチ、三百目が五・八センチ、五百目が六・九センチ。射程は百目以上では二キロ程は飛ぶが、命中させるには数百米程度、拾目では命中させるにはやはり数百米程度、玉は鉛か鉄、「玉鑄」は玉を作る器具の由。以上の件々、防衛研修所戦史部原剛氏の御示教による。その学恩を謝す。それにしても、筒数に対して弾丸が非常に少ないのは、どうしたことであろうか。
- (10) この及川と甚十良兩名の「口書」が現存すれば、この事件の全貌がより詳しく且正確に判明したであろうに、寔に惜しまれる。なお、及川周助は元仙台藩の足軽で、箱館戦争には見国隊(本稿三二一頁註3参照)の一員として参加、降伏後、大洲藩預りとなり、赦免後、在京仙台藩邸逗留を経て帰郷していた(前掲「大宮清吉口書」)。

(11) 註1に同じ。刑部省は押収武器の処分については、なんらの指示も与えていない。したがって、登米県がそれらの武器をどのように処分したかは不明である。

(12) この脱獄と関連すると思われる文書が、前掲「明治四年雜事綴」の中に収録されている。

石巻脱獄十人之者即日人相書ヲ以戸毎探索敵重ニ致候様及布告置候所右之内源之助と申者当廿一日蕪栗村ニ於而召捕ニ相成候得共同人儀同村山守方ニ十日余も潜伏以多し居候趣ニ有之探索不行届之至ニ候間猶又一層敵重ニ相心得一村中は勿論飛離乃社地寺院山守等ニ至る迄戸毎無残手配急報共無油断穿鑿いたし弥手懸等も候ハ、急速申上候様更ニ相違候者也（前掲「伊寺水門」第三集・三六頁）。

この文書には日附を欠くが、年代的に配列された前後の文書の日附から推測して四年二月のものと判断される。甚十良はこの「脱獄十人」中の一名であったのであろう。

なお、この脱獄について、県の大参事塩谷良翰の提出した進退伺と、刑部省の回答は、「公文録」（明治四年五月、刑部省伺十二）によると次の通りである。

去月七日暁八ツ半時石巻出張所囚人破獄及脱走追々捕押候得共今以兩人行衛不相知畢竟取締不行届恐入奉存候此上謹慎可罷在哉此段奉伺候以上

未三月

弁 官 御中

登米県大参事 塩谷良翰

無罪

右申上候

登米県大参事 塩谷良翰

辛未五月七日

弁 官 御中

刑 部 省

この進退伺により、脱獄が四年二月七日であったことが判明する。なお、甚十良は農民ではあるが箱館戦争に参加、降伏後、大洲藩預りを経て在京仙台藩邸逗留中に、大宮清吉と知り合いになったという（前掲「大宮清吉口書」）。同じ頃に、同じような事情で甚十良は及川周助とも知己になったものと思われる。

(13) (14) 前掲「登米県何陸前国桃生郡太田村無宿甚十郎非常ノ企ヲ為シタル事件仙台藩士ニ連累スルモ甚十郎逃走セシニ付処分方ノ件」。

(15) 高橋・前掲「宮城県の歴史」・二二二頁―二二三頁。
(16) 「宮城県史」・7・昭和三十五年・一五三頁。同書はほとんど出典を明示しないので(その点学術書としての資格を欠く)、記述の典拠は不明である。

(17) 末永らの「口書」の日附は「五年四月二十九日」であるから(本稿三一五頁註5・参照)、その日を結審日とみていい。
(18) 刑部省はその前年すなわち明治四年七月九日に司法省に改組された(「司法沿革誌」・昭和十四年・一四頁)。

(19) 前掲「宮城県何陸前国桃生郡女川浜農末永泰治他八名及川周助ノ隠謀ニ同意シ或ハ情ヲ知ツテ訴出ザリシ件」。この宮城県伺の中で末永について「辛未四月晦日入牢」とあるが、彼が登米県で逮捕されて仙台藩へ送致されたのか、それとも仙台藩によって逮捕入牢したのか、その辺の事情は明らかでない。また、他の三浦ら七名については入牢日の記載がないが、彼等は微罪のため在宅のまま取調をうけたのかも知れない。

(20) 註8・参照。

(21) 註18に同じ。

(22) 司法省の指令日と思われる。

(23)(24) これは明治四年二月―三月の久留米藩騒擾事件の關係被告に対する先例と思われるが、いまその具体的判決を確かめない。

(25) 明治六年四月九日・司法省上申に「新律上刑名ハ答一十二止リ候訳ニテ呵責ト申ハ旧来其罪輕ク答一十二至ラスシテ警戒ヲ加フヘキモノ只呵責シテ放免スルノミ固ヨリ刑名ノ定分ニハ無之候(下略)」とある(「法規分類大全」刑法門二・刑律一・二〇八頁)。すなわち呵責は新律綱領の刑名にはないが、もつとも軽い犯罪に実際には行われていたのである。なお、明治六年六月頒布の改定律例第六条では、呵責が正式の刑名となっている。

四 むすび

明治戊辰の役で、一敗地に塗れた奥羽諸藩の有志の中には、明治維新後もふたたび藩政あるいは幕政を復活させようとするつよい願望をもった人々が、少なからず居たことは否定できないことであつたと思われる。ひとたび反乱を

おこせば、諸藩の有志が立ちあがり、「天下回復」が可能なりと信じた者も居たであろうし、またたとえ成功の見込はないにしても、明治新政府に一矢を報い、溜飲を下げんとした者も居たことであろう。

このような状況を背景にして、東北地方で勃発した典型的な士族反乱事件は、明治三年に発生した雲井龍雄の乱⁽¹⁾であった。私もその規模において雲井の事件との比較にならない小さいものではあるが、当時の反乱事件の若干を紹介したことがある⁽²⁾。また時期は若干おくれるが、明治十年西南ノ役に際し、西郷軍に呼応して決起せんとした跡部達蔵⁽³⁾事件、真田太古事件⁽⁴⁾なども、そうした背景の延長線上にこれを把えることができる。

この登米県における反乱陰謀未遂事件も、小さいものとはいえ、前述の諸事件と同一の範疇に属するものといえるであろう。

(1) 綿貫哲雄「維新前後の国事犯」・「国家学会雑誌」第四十六巻九号・昭和七年・一頁以下、田中時彦「雲井竜雄ら陰謀事件——旧佐幕系国事犯の処断——」・「日本政治裁判史録・明治前」・昭和四十三年・一六〇頁以下等参照。

(2) 拙稿「若松県における幕府あるいは会津藩復興陰謀二件に関する裁判史料」・手塚編「近代日本史の新研究」Ⅳ・昭和六十年・二四七頁以下、拙稿「茨城県における幕府復興を看板にした陰謀事件の裁判史料」・慶大「法学研究」第五九巻三号・昭和六十一年・六八頁以下等参照。

(3) 拙稿「跡部達蔵内乱陰謀事件関係史料」・慶大「法学研究」第五六巻一〇号・昭和五十八年・三八頁以下、拙稿「統・跡部達蔵内乱陰謀事件関係史料」・慶大「法学研究」第五六巻一、二号・六八頁以下等参照。

(4) 拙稿「真田太古内乱陰謀事件関係史料」・慶大「法学研究」第五七巻一、二号・昭和五十九年・五八頁以下参照。

(三月八日稿了)

後記 本稿起草に際し、腰痛にて外出不如意の私に対し、根本敬彦君から格別の支援をうけた。また、中山勝君の援助もうけた。ここに記してその学恩を謝す。